

有明アーバンスポーツパーク整備運営事業
候補者の選定に関する
客観的な評価の結果について

令和5年6月

東京都

1 本資料の位置づけ

東京都（以下「都」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、有明アーバンスポーツパーク整備運営事業（以下「本事業」という。）の運営権者の候補者を選定した。本資料は、PFI 法第 11 条第 1 項の規定により客観的評価の結果を公表するものである。

2 客観的評価

本事業の候補者の選定に当たっては、2 グループより提案書の提出があり、東京建物株式会社を代表企業とするグループを候補者として決定した。

東京建物株式会社を代表企業とするグループが、事業者として本事業を実施した場合、以下に示す効果が期待される。

(1) 創意工夫を生かした施設整備

アーバンスポーツ施設については、雨天時を含めた利用促進を行うため、3x3 バasketボールコートに対し、独自に屋根の追加投資を行う計画となっている。

また、多目的施設についても、子育て世代を中心とした幅広い層をターゲットとして屋外アスレチック、ランニングスタジアム等の体験型施設等を整備することとなっており、良質なサービスを提供する事業者の創意工夫を生かした計画となっている。

(2) 創意工夫を生かした事業活動と良質なサービスの提供

大規模大会や地域に根差した大会など、様々な大会を開催し、アーバンスポーツの振興に貢献する計画となっている。

また、スポーツ以外のイベントや、広場及びマルチスペースを活用したアーバンスポーツ体験を提供するなど、地域のにぎわい創出に貢献することとなっており、事業者の創意工夫を生かし、東京 2020 大会のレガシーとなる施設を有効活用した計画となっている。

(3) 効率的な各業務の実施

施設整備から維持管理、運営等を一体的に行うことで、都民が早期に利用できるよう工期を約 5 か月短縮するなど効率的な運営を行う計画となっている。

アーバンスポーツ施設と商業施設を含む多目的施設の双方で収益を上げる計画となっており、安定した運営が期待できる計画となっている。

(4) リスク分担の明確化による安定した事業運営

需要変動や利用者の安全対策、その他保険への加入など、リスクに対する具体的な提案があり、安定した事業運営が確保された計画となっている。